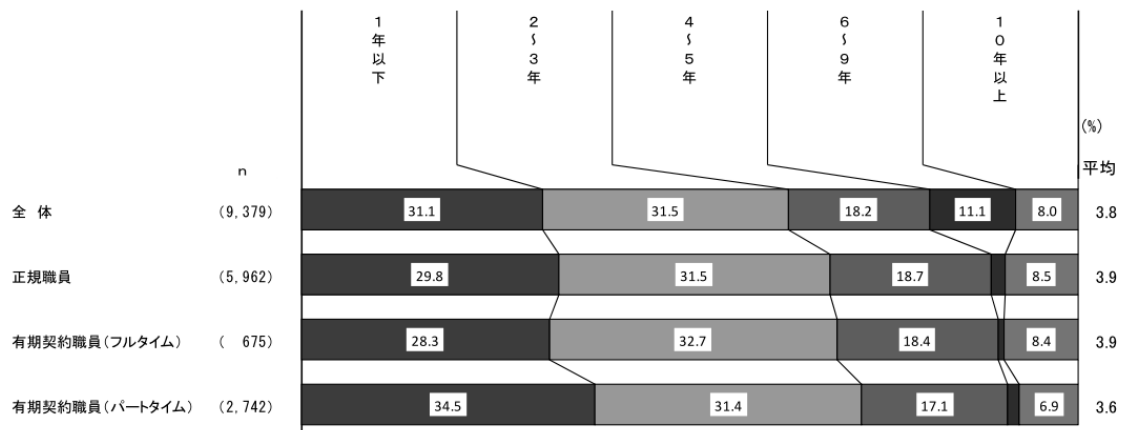


保育士就業年数(1箇所最長)が示唆する保育士自身のキャリア

図表Ⅱ-2-3 保育士就業年数(1箇所最長)



出所: 東京都福祉保健局(2019年5月)「平成30年度東京都保育士実態調査報告書」
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shikaku/30hoikushichousa.files/330chosakekkanogaiyou.pdf>

上の表は東京都が実施した、「平成30年度東京都保育士実態調査報告書」に掲載されている、現在就業中の保育士の1箇所最長就業年数の表である。一つの施設で最も長く継続して働いた年数ということであるが、1年以下という回答が全体の33.1%をも占めている。2~3年という回答は31.5%となっており、この二つの結果を合わせると、実に保育士の64.6%が一つの施設で勤務するのは長くても3年以下ということになる。

複数施設を運営する事業者の場合には、事業者指示による異動というものも有りうるが、多くの保育士は短期間での退職と再就職を繰り返していることが推測される。

5年前の同調査では、一つの施設での最長継続勤務3年以下となっていたのは全体の56.2%だった。内訳としては1年以下が21.5%、2~3年が35.2%である。1年以下の割合が11.6%増え、2~3年は3.7%増えていることになる。

これは、この5年で保育所の新規開設が増えたことに伴って有効求人倍率も4.5倍から6倍を超えるものとなるほど売り手市場に拍車がかかっていることに加え、国や自治体による処遇改善や家賃補助などが年々拡充しており転職時に待遇が下がるどころか上がるというケースも多々あることが理由として考えられる。

短期間での転職回数が多いことによる再就職時の選考への悪影響や前職を下回る待遇になるかもしれないという懸念がないことが、退職へのハードルを下げている。

このことは、給与を始めとした待遇や職場環境の改善や整備など、離職を防ぐための事業者側の努力がまだ不足しており早急な対応が必要であるとともに、保育士自身が自らの専門性やキャリアについてどのように考慮しているのかという問題を示している。

再就職時に、新たな施設のやり方に慣れるので手いっぱい、自らの技術の向上や新たな知識のアップデートが追い付かないということが予測されるが、慣れたころには退職を選んでしまう。また、短期で退職するために、

一人の子どもを長期的に見ることができない。それらによって、本来得られるはずだった知見が身につかない。短期間で退職を繰り返し、一施設で長期的に働いたことがない人がどれだけの専門性を持つことができるか疑問であるし、保育士自身も自らの専門性やキャリアをあまり考えていないと受け取ることができる。

実際、現在就業中の保育士に、もしも退職した場合に次の職場にどのような条件を求めるかという質問に対し、勤務日数、給与等、勤務時間、通勤時間という四つの回答は70%以上であったが、自身のキャリアアップが可能は33.5%、施設の運営方針への納得感22.3%、研修等の再教育プログラム参加7.6%という結果であった。70%を超えた四つの回答はいずれも非常に重要な項目で、考慮することは当然の項目ではあるが、自らの専門性を高めることやその事業者の保育理念や方針に沿うことができるのかといったことも考慮しなければ、早期退職にもつながる可能性が高いし、そもそも自己の成長も望めない。

2040年までの保育ニーズは、特に首都圏では、現在と変わらないという試算もあるが、少子化自体は続いていくことを考えると保育施設の開設ラッシュが今後10年以上続くとは考えにくい。現に首都圏であっても一時期よりも開設数を減らし始めている自治体もある。保育所の新規開設数が鈍化することで、保育士の需要が落ち着いてくると、事業者側や施設側、そして保護者も、その保育士の持つ技能、つまり専門性を重視し始める可能性が高い。

これからは専門性の有無によって選ばれるようになってくること、また何より、子どもや保護者への支援をするためにも必要であることを理解し、専門性やキャリアをどのように築いていくのかということ、保育士自らが考えていかなければならない。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。